

社会体育施設・社会教育施設の使用について

使用上の注意

1. 使用時間は準備から後片付けまでを含む時間とします。
2. 学校行事・教育委員会事業・町の執行機関・選挙などで使用するときは、それらが優先とします。
3. 施設内での火気の使用は原則禁止とします。
4. 施設内では、健康増進法に基づき禁煙とします。
5. 施設内での飲食は禁止します。ただし、体調を維持するための飲物類についてはこの限りではありません。
6. 施設使用後の掃除は、使用者が責任をもって行い、ごみは持ち帰ってください。
7. 施設の施錠については、使用責任者が確認を行ってください。
8. 施設(備品)を破損した場合は、すぐに生涯学習課に報告の上、使用者の責任において元どおりに復旧してください。
9. 使用マナーの良くない団体は、今後の使用をお断りする場合があります。
10. 使用時における事故は、使用者の責任において処理してください。
11. 使用後は、使用報告書を必ず提出してください。

使用申請について

- 各施設により休館日が設けられていることがあります。
- 申請受付期間
 1. 岬町在住者(団体)＝使用日の3か月前の日の属する月の5日から使用日の7日前まで
 2. その他の者(団体)＝使用日の1か月前の日の属する月の初日から使用日の7日前まで※岬町立テニスコートのみ、使用日当日まで申請が可能です。(青少年センター休館日を除く)
- 申請書の提出は生涯学習課窓口、FAX、メールで受付しています。
※生涯学習課は青少年センター内にございます。
青少年センター休館日…月曜日・祝日(日・月が祝日の場合、火曜日も休館)
12月29日から翌年1月3日
- 各申請書様式は岬町ホームページからダウンロードしてください。
- 使用許可書を交付するときに、使用料をお支払いください。
- 施設使用を変更または取り消す場合は、使用日の前日までに変更・取消申請書を提出してください。
- 使用料還付が発生する場合は、領収印鑑をご持参ください。
- 使用者の責任により使用できなくなり、かつ、使用許可取消しの申し出が使用日前7日までにあったときは全額還付します。
※悪天候その他使用者の責任によらない事由により使用ができなくなったとき及びその他町長が特に必要と認めるときも全額返金します。

【お問い合わせ】

岬町教育委員会事務局 生涯学習課

〒599-0311

岬町多奈川谷川 1905 番地の 22(青少年センター内)

TEL:072-492-2715

FAX:072-492-3100

MAIL:sisetusiyou@town.osaka-misaki.lg.jp